

ひょうご農商工連携ファンド事業ロゴマーク・キャッチコピー制作業務委託 仕様書

1 目的

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）が令和3～12年度に実施する「ひょうご農商工連携ファンド事業助成金」について、制度目的や事業概要を支援対象者である県内の中小企業者等と農林漁業者に分かりやすく伝え、発信していくことを目的とし、本業務を実施する。

ひょうご農商工連携ファンド事業助成金

「ひょうご農商工連携ファンド」助成事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業を活用するとともに、兵庫県内の地元金融機関等の協力を得てファンドを組成し、その運用益等を活用して中小企業者等と農林漁業者が連携して取り組む新商品・新サービスの研究開発や販路開拓等の事業を支援しています。

2 委託業務名

ひょうご農商工連携ファンド事業ロゴマーク・キャッチコピー制作業務委託

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

4 提案上限額

385,000円（消費税および地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1) キャッチコピー（日本語）の制作

- ① ひょうご農商工連携ファンド事業のイメージの共有化を図るためのキャッチコピーを制作する。
- ② キャッチコピーは、他の類似事業との差別化ができるオリジナル作品であり、かつ端的に兵庫県及びひょうご農商工連携ファンド事業の魅力が伝わるものとする。
- ③ キャッチコピーにコンセプトの説明を付記する。

(2) ロゴマークの制作

- ① ひょうご農商工連携ファンド事業のイメージの共有化を図るためのロゴデザインを制作する。
- ② ロゴマークは、上記(1)のキャッチコピーを体現したものとする。
- ③ ロゴマークにコンセプトの説明を付記する。
- ④ フルカラーのデザインとするが、拡大、縮小、単色での使用を考慮したものであること。
（ポスター、パンフレット、名刺、ウェブサイトなど広範囲に利用可能なもの。）

- ⑤ ロゴマークのデザインに関しては、審査会で選定されたロゴマークをベースにアレンジした複数案の提案を行い、センターと協議の上で成果物となるロゴマークを決定すること。
- ⑥ 制作上の留意点は以下のとおりとする。
 - ア 未発表でオリジナル作品であること。
 - イ 既登録商標または類似商標登録が無く、商標登録可能なものであること。

(3) デザインマニュアルの制作

次の項目等を記載したデザインマニュアルを制作する。

- ① コンセプト
- ② ロゴマーク
- ③ ロゴマークの基本形
- ④ ロゴマーク、キャッチコピーの組み合わせ
- ⑤ 使用例(ロゴマーク、キャッチコピーに「ひょうご農商工連携ファンド事業助成金」を加えたチラシやポスターでのデザイン例)
- ⑥ フォントやカラー規定
- ⑦ アイソレーションエリア
- ⑧ 表示色と背景色の関係(背景色とロゴの視認性)
- ⑨ 使用禁止例

(4) 注意事項

- ① キャッチコピー及びロゴマークは、「兵庫県」及び「ひょうご農商工連携ファンド事業」の魅力を国内にわかりやすく伝えるものであること。
- ② キャッチコピー及びロゴマークは、「ひょうご農商工連携ファンド事業助」が継続する令和22年度まで広く活用できるものであること。
- ③ 応募に際しては、商標出願登録に関する先行商標調査を行い、調査の結果、出願登録が困難であると考えられる場合は、デザインの再提案を行うこと。

6 参考資料

提案に当たっては、以下のホームページを参考にすること。

ひょうご農商工連携ファンド事業助成金
(<https://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/renkeifund>)

7 成果品等

- (1) キャッチコピー
ワードファイル
- (2) ロゴマーク
 - ① アドビー社イラストレーターで加工可能なデータ
 - ② アウトライン化済みのデータ
 - ③ jpeg または png ファイル (カラー及び単色)
 - ④ pdf ファイル (カラー及び単色)
- (3) ロゴデザイン+キャッチコピー+「ひょうご農商工連携ファンド事業助成金」

- ① イラストレーター等で加工可能なデータ
 - ② アウトライン化済みのデータ
 - ③ jpeg または png ファイル (カラー及び単色)
 - ④ pdf ファイル (カラー及び単色)
- (4) デザインマニュアル
pdf ファイル (カラー)
- (5) 上記(1)~(4)の電子データ (CD-ROM または DVD-R) 一式

8 納入場所及び連絡先

公益財団法人ひょうご産業活性化センター創業推進部新事業課
神戸市中央区東川崎町 1-8-1 神戸市産業振興センター 2階

9 支払方法

業務完了後精算払

10 業務体制について

業務の打合せ等においては、業務責任者が必ず同席すること。

11 著作権等

(1) 権利の帰属等

- ① 提案内容は、著作権法「著作権法(昭和45年法律第48号)」に問題が生じないよう配慮すること。
- ② 本業務により新たに発生した著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、すべてセンターに帰属するものとする。
- ③ センターは事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
- ④ 第三者からの権利侵害など損害賠償が提起された場合は、すべて提案者が責任を負うものとし、自らの責任と費用で解決すること。
- ⑤ 知的財産権、著作権の帰属、著作者人格権、第三者の権利侵害については、契約書に規定する。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する法律(平成15年法律第57号)及びその他の関係法令のほか、契約書を遵守すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。
- (2) 乙は、本仕様書のほか、原則として、本業務の契約候補者選定に係るプロポーザルを実施した際に提出した企画提案書等の内容に従い本業務を履行すること。ただし、甲乙協議の上決定した場合はこの限りではない。
- (3) 企画提案書に記載した再委託とは別に再委託を行う場合は事前にセンターの許可を得るものとする。